平戸市医療提供体制整備支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による医療崩壊及び院内感染を防止するため、市内の医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

1. 市内に所在地がある医療機関
2. 市税等の滞納がない者

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発熱外来を設置するためのプレハブ等の購入費又はリース費用並びに導線を分けるために必要な院内の改修費

(2) 院内感染の防止に必要な医療機器類（簡易陰圧機、ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄

機等）の購入費

(3) 感染を防止するための医療用消耗品（マスク、ゴーグル、手袋、ガウン、体温計等）の購入費。ただし、本年度の購入期間と前年度の同期間の費用の増加額を補助対象経費とする。

　（補助対象期間）

第４条　補助の対象期間は、令和２年４月１日から令和３年３月31日までに改修、購入等を完了したものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の３分の２以内の額とし、病院については50万円を、診療所については30万円を上限とする。

２　補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平戸市医療提供体制整備支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

1. 第３条第１号に係るもの

　ア　購入、リース又は改修に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し

　イ　設置又は改修前後の写真

1. 第３条第２号に係るもの

　ア　購入に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し

　イ　購入した医療機器類の写真

(3) 第３条第３号に係るもの

　ア　購入に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し

　イ　当該消耗品の昨年度の購入期間の費用が分かる書類

　ウ　当該消耗品の購入単価が高騰した場合は、購入業者の理由書

（交付の決定及び額の確定等）

第７条　市長は、前条の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、平戸市医療提供体制整備支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第２号）又は平戸市医療提供体制整備支援事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第８条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、請求があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（台帳の整備）

第９条　市長は、補助金の交付状況を明らかにするため、平戸市医療提供体制整備支援事業補助金交付台帳（様式第４号）を備えておくものとする。

　（交付手続の特例）

第10条　この要綱による補助金の交付については、規則第７条の規定による交付の決定及び規則第14条の規定による額の確定は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

（他の補助金等との関係）

第11条　新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の国及び県からの支援施策の対象となる経費については、この要綱による補助金の補助対象経費としない。

　（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和２年６月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。